

## 興人日吉住宅地建築協定書

### (目的)

第1条 この協定は、本協定地区内に於る建築物の敷地、環境を高度に維持増進することを目的とし第7条に定める協定区域内における建築物の用途及び形態を協定する。

### (用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。

### (名称)

第3条 この協定は、興人日吉住宅地建築協定と称する。

### (協定の締結)

第4条 この協定は、第7条に定める協定区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び借借権者(以下単に「土地所有者等」という)全員の合意により締結する。

### (協定の変更)

第5条 この協定にかゝる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があつた場合の措置等を変更する場合は、協定者全員の合意をもつてその旨を定め、これを横浜市長に

申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第6条 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意をもつて、その旨を定め、これを横浜市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定区域)

第7条 この協定の区域は、次の通りとする。

横浜市港北区日吉本町7 1 8番及び高田町1 4 0 0番他

[日吉住宅地仮番号 . . . . . 1 ~ 1 2 8 ]

25, 59, 62~67, 87~91, 110, 120, 122, 124, 125を除く

(建築物の制限)

第8条 前条に定める区域内の建築物の用途及び形態は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 建築物の用途は、一戸建専用住宅(共同住宅は含まない)、診療所、店舗併用住宅とする。

但し、店舗併用住宅とは建築基準法施行令第130条<sup>の</sup>3項に規定されるものに限る。

(2) 階数は地階を除き2以下とする。

(3) 地盤面(地盤面とは、興人が造成した宅地の地盤面とする。)からの高さは、9 m、軒の高さは6.5 m、をそれぞれ越えないものとする。

(敷地分割の禁止)

第9条 本協定区域内の敷地は、協定締結時におけるものを分割して区画数を増す事は、出来ない。

(広告塔等の禁止)

第10条 本協定区域内には、広告塔又は、之に類するものを設けてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあつた日から10年とする。期間満了前に第6条に定める廃止の認可を受けない場合は、この有効期間は自動的に更新されるものとする。

但し、有効期間中に犯した違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有するものとする。

(権利・義務の継承)

第12条 この協定は、市長の認可公告のあつた日以後においてこの協定区域内の権利者とをるに至つた者に対しても、その効力がおよびるものとする。

(違反者の措置)

第13条 第8条の規定に違反した者があつた場合第13条に定めず市長は、委員会決定に基づき、当該権利者に対して工事施工停止を請求しかつ文書をもつて相当の猶予期間をつ

けて当該行為を是正するための措置をとることを請求することができるとする。

(2) 前項の請求があつた場合においては、当該権利者は、これに従わなければならない。

( 裁 判 所 へ の 出 訴 )

第 1 4 条 前条第 1 項に規定する請求があつた場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長は、その強制履行又は当該権利者の費用をもつて第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求するものとする。

(2) 前項の出訴手続等に要する費用は、当該権利者の負担とする。

( 役 員 )

第 1 5 条 この協定の運営に関する事項を処理するため委員会を設置する。

(2) 委員会は、次の役員で構成する。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	1 名
委 員	若 干 名
合 計	1 名

(3) 委員は、協定者の互選とする。

(4) 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための事務を総

括し、協定者を代表する。

- (5) 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- (6) 副委員長は、委員長が事故あるとき、これを代理する。
- (7) 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

- (2) 委員は、再任されることが出来る。

(補則)

第17条 この協定に規定するものゝ他、委員会の組織・運営・議決の方法等について必要な事項は別に定める。

(付則)

第18条 この協定は、市長の認可公告のあつた日から効力を発スものとする。

- (2) この協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部は協定者が保管する。市長の認可があつた後は、市長に提出した2部のうち1部を委員長が保管し、その写を協定者全員に配付する。